

給食費のご案内(公立保育園・公立こども園)

令和8年9月分から令和9年3月分までの給食費についてご案内します。

《詳細》保育料及び給食費について
(横須賀市ホームページ)

給食費(主食・副食費)の額

施設	認定区分	主食費(月額)	副食費(月額)
市立保育園 市立こども園	2号認定	1,500円	4,500円
市立こども園	1号認定	1,500円	2,900円

※副食費は、世帯の市民税所得割額等により免除となります。

(副食費免除対象者について、下記「主食費のみご負担いただく世帯」をご参照ください。)

給食費と市民税の関係

○副食費免除対象者を決定する税額の年度は、4～8月、9～3月で切り替わります。

4月	5月	6月	7月	8月※	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	----	----

令和7年度 市民税所得割額
令和6年1月1日～令和6年12月31日
までの収入に対する税額
(米軍属の方は2024年のW2)令和8年度 市民税所得割額
令和7年1月1日～令和7年12月31日
までの収入に対する税額
(米軍属の方は2025年のW2)

※市立こども園(1号)は、8月分給食費の負担はありません。

○父または母(あるいは両親とも)の市民税所得割額が確認できない場合は、主食・副食費を徴収します。以下のとおり書類を園または市に提出することで、改めて給食費を算定します。(税額によっては金額が変わらないことがあります。)

①令和8年1月1日時点で横須賀市に住民登録をしていない場合

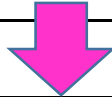
住民票のあった市区町村から令和8年度市民税課税(非課税)証明書を取得し提出

②未申告の場合

市役所市民税課で令和7年中の所得申告後、令和8年度市民税課税(非課税)証明書を取得し提出

今回お送りした物は以下のとおり、税額等により内容が異なります。

主食費のみ負担いただく世帯	主食費と副食費を負担いただく世帯
○市民税所得割額(父母合算)が、 ・57,700円未満(年収360万円未満相当)〈2号〉 ・77,101円未満の〈1号〉とひとり親世帯〈2号〉 ○第3子以降の子ども(※) ○生活保護世帯	○市民税所得割額(父母合算)が、 ・57,700円以上(年収360万円以上相当)〈2号〉 ・77,101円以上の〈1号〉とひとり親世帯〈2号〉 ○市民税未申告の世帯



副食費免除通知を同封 月 1,500円	副食費免除通知が同封されていない 月 6,000円 (市立こども園 1号認定の場合: 月 4,400円)
納入通知書(1,500円)×7枚 (口座振替の場合は無し)	納入通知書2種 (1,500円×7枚、4,500円(または2,900円)×7枚) 計14枚 (口座振替の場合は無し)

*第3子以降の子ども: 1号は小学3年生以下、2号は5歳児クラス以下の子から数えて3番目以降の子ども。

令和 8 年度後期給食費の納入について

(横須賀市内の公立保育園、公立こども園に在園の方)

口座振替のご案内

・口座振替のお申し込みや振替口座の変更を希望される方は、『口座振替依頼書』を納入通知書裏面記載の金融機関にご提出ください。

また『ペイジー口座振替受付サービス』を行政センター、横須賀市役所会計課、子育て支援課で受け付けています。

- ・すでにごきょうだいの保育料・公立保育園給食費を口座振替にされている方は、ごきょうだいと同じ口座からの振替になります。
- ・保育施設を利用した月の「末日（末日が休日の場合は翌営業日）」に、登録口座から振替を行います。
- ・残高不足などにより振替ができなかったときは、納入通知書で納付してください。
- ・振替の結果は、ご利用の預貯金通帳への記帳によりご確認ください。
- ・納付済証明が必要な場合は、子育て支援課までお知らせください。

納入通知書払いのご案内

- ・納入通知書は、子育て支援課と各行政センターで発行します。
- ・領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。
- ・【納める場所】 ※納付書裏面に詳細あり

銀行・信金 平日 9:00～15:00 **ゆうちょ銀行** 平日 9:00～16:00

役所屋（市民サービスセンター） 中央店：モアーズシティ 7 階 久里浜店：ウィング久里浜 6 階

毎日 10:00～19:30 まで（ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）その他、機器点検日、休館日はお休みです。）

市役所・各行政センター 平日 8:30～17:00 まで

給食費 納入期限

月分	【納入期限】 口座振替日		月分	【納入期限】 口座振替日		月分	【納入期限】 口座振替日	
9 月分	9 月 30 日	(水)	10 月分	11 月 2 日	(月)	11 月分	11 月 30 日	(月)
12 月分	1 月 4 日	(月)	1 月分	2 月 1 日	(月)	2 月分	3 月 1 日	(月)
3 月分	3 月 31 日	(水)	-	-	-	-	-	-

滞納した場合

給食費を納入期限までに納められない場合、法令に基づき、滞納処分を受けることがあります。

その他

児童手当から天引きし、給食費の納入に充てることができます。希望される場合は、下記までご連絡ください。

《参考》保育所・認定こども園等を
保育給付認定でご利用中の方へ
(横須賀市ホームページ)



〒238-8550 横須賀市小川町11番地 はぐくみかん5階
横須賀市役所 民生局福祉こども部子育て支援課 電話 046(822)9728